

第
4160
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年 1月17日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 日本航空の株式

Q：日本航空の株式が無価値になってしまいましたが、救済制度はないのですか？

A：特定口座から特定管理口座に移管された株式は、無価値化に伴う損失を譲渡損とみなして取り扱われることとなっています。

【解説】

上場廃止により特定口座から特定管理口座（上場廃止後の株式を保管する口座）に移管され、特定管理口座において100%減資が実施される時点まで継続して保管されていた株式（無価値化した株式）については、特定管理口座で譲渡されたものとして見なして、発生した損失を上場株式等の譲渡損失と見なすことができる特例があります。

日本航空の株式は、この特例の対象となりますので、特定管理口座で保管している株式については、譲渡損失があったものとして取り扱われることとなります。

この特例を受けるには、証券会社から「価値喪失株式に係る証明書」が交付されますので、この証明書を添付して確定申告をすることによって、譲渡損益の通算をすることになりますが、この場合には、「上場株式等の譲渡損失の3年間の繰越控除制度」の適用は受けられませんので注意してください。

また、証券会社に預けていても特定口座に預けていない株式については、譲渡損失とみなされませんので、確定申告等で他の上場株式等の譲渡益と損益通算することは認められませんので、この点にもご注意ください。

